

～農政課から～

平成19年産 新米入荷  
「里ごころ」の販売開始!!

品 種：つがるロマン

栽培方法：青森県特別栽培農産物認証取得

(農薬5割以下、化学肥料5割以下)

昨年より地産地消を進めるために、地域独自のブランドとして「里ごころ」を販売して、大変好評を得ることができました。

今年は皆様にさらなる安全で安心して食べていただける美味しい米となっておりますので、ぜひ「里ごころ」を食べてみてください。

白米 10kg 3,000円(税込)

玄米でお求めになりたい方は、お気軽にご相談ください。

【里ごころ取扱店】…地産地消推進会の会員で、販売登録のある古川長兵衛商店(TEL57-2635)で取り扱っております。

※地産地消の推進の提案がありましたら、お知らせください。 【担当/開発指導係 内線25】

～静和園から～

慰 問

・「中里地区婦人会」会長 古川和枝

会員30名来園。入所者へお菓子、ミカンをプレゼント後、舞踊等を一時間にわたり披露してくれました。

・「桜の会」会長 逢坂昭子(五所川原市)

会員16名が来園。入所者へ赤飯を持参され、創作舞踊等を1時間にわたり披露してくれました。

寄 贈

- ・小寺一吉(中泊町).....餅米
- ・中里地区婦人会.....タオル
- ・今泉地区婦人会.....みかん、ジュース
- ・宮越優子.....サンタのぬいぐるみ

【担当/静和園 ☎57-3101】

小型浄化槽から大型プラント維持管理

(有)津 軽 清 掃

深郷田 TEL 57-2306(代) FAX 57-2348

なかどまり

役場情報

このコーナーは、町からの情報が盛り沢山です。さらに詳しく知りたい方は、担当へお気軽におたずねください。

中泊町役場 ☎57-2111 小泊支所 ☎64-2111

～福祉課から～

要介護認定高齢者の障害者控除  
対象者認定書の交付について

身体障害者手帳等の交付を受けていない要介護認定高齢者に、申請により、身体障害者等に準ずるかた(認定基準あり)として、障害者控除対象者認定書を交付します。本人または扶養する親族のかたが、平成19年分以降の所得税・住民税の申告をするときに、これにより障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。申請の際は介護保険被保険者証または身分を確認できるものをお持ちください。(委任状を必要とする場合もあります。)

□ 対象となるかた(認定基準)

次の基準のいずれかに該当する場合に認定を行います。(障害者控除の適用を受ける年の12月31日現在の要介護認定状況に基づく)

■ 障害者に準ずるかたの認定基準

(控除額：所得税27万円、住民税26万円)

1. 要介護1以上に認定されており、かつ要介護認定資料の主治医意見書に記載されている障害高齢者日常生活自立度がA以上のかた。
2. 要介護1以上に認定されており、かつ要介護認定資料の主治医意見書に記載されている認知症高齢者日常生活自立度がⅡ以上のかた。

■ 特別障害者に準ずるかたの認定基準

(控除額：所得税40万円、住民税30万円)

1. 要介護4以上に認定されており、かつ要介護認定資料の主治医意見書に記載されている障害高齢者日常生活自立度がB以上のかた。
2. 要介護4以上に認定されており、かつ要介護認定資料の主治医意見書に記載されている認知症高齢者日常生活自立度がⅢ以上のかた。

■ 認定書交付手数料.....無料

□ 申請およびお問い合わせ先

福 祉 課 介護保険係 内線22、76

小泊支所 管 理 課 内線34

## ～ 税 務 課 か ら ～

## 町・県民税の申告相談について

町・県民税の申告については、地方税法及び町税条例によって納税者に義務付けられています。

平成19年中の所得状況について、次の日程により申告相談を行いますので、注意事項をご覧のうえ、申告してください。もし申告をしなければ、控除されるべき必要経費等が少なく決定されたり、高額な推計課税を受けることがありますので、必ず申告して下さるようお願いいたします。

## 町・県民税の申告相談日程表

申告相談日	対象地区(対象者)	相 談 会 場		申告受付時間
2月13日(水)	若葉町・新町1	小泊支所 (2階会議室)		各会場とも 《午前の部》 9時～11時 《午後の部》 1時～3時30分
2月14日(木)	入舟・小泊派立			
2月15日(金)	花丘町・上町・浜町			
2月17日(日)	平日に來れない方			
2月18日(月)	温泉町・新町2	すくすく 下前館		
2月19日(火)	下前中・下前浜			
2月20日(水)	下前上・折戸	内瀧公民館	小泊地域の方は、 支所での申告日 程が終了しても、 2月19日～3月 17日まで小泊支 所で申告ができ ます。	◎お願い 受付時間以外はご 遠慮くださるよう お願いします。
2月21日(木)	若宮・下高根			
2月22日(金)	今泉上・今泉下			
2月25日(月)	薄市上			
2月26日(火)	薄市下	武田公民館	ただし、土・日 曜日及び祝祭日 は申告はできま せん。	
2月27日(水)	芦野・福浦			
2月28日(木)	田茂木・長泥			
2月29日(金)	上豊岡・下豊岡			
3月3日(月)	富野・豊島	中央公民館 (2階研修室)		
3月4日(火)	派立上・派立中			
3月5日(水)	派立下・向町上			
3月6日(木)	向町下・五林			
3月7日(金)	宮川・宮野沢			
3月10日(月)	深郷田上・深郷田下			
3月11日(火)	八幡・大沢内			
3月12日(水)	二夕見・尾別			
3月13日(木)	上高根・竹田			
3月14日(金)	中里・小泊全地域			
3月15日(土)	平日に來れない方			
3月16日(日)				
3月17日(月)	中里・小泊全地域			

※指定日に都合の悪い方は、地区割当にかかわらず、相談実施中の会場においでください。

※役場本庁では、上記申告期間中は、申告相談ができませんのでご留意願います。

※平日に來れない方のために、小泊支所で2月17日(日)に、中央公民館で3月15日(土)・16日(日)に申告相談を実施しますのでご利用ください。

## ◎注意事項

1. 平成19年1月1日から、平成19年12月31日までの期間中の収入及び支出が今回の申告対象になります。
2. 米の実収量・販売金額、水田面積、水田の賃貸借、漁業関係収入、営業収入、出稼ぎ(日雇い)、その他の収入の状況を確認してお越してください。
3. 給与所得者であっても、給与支払報告書が提出されていない方や、給与以外の収入がある方は申告が必要です。

## 4. 申告のとき持参していただくもの（水田耕作面積が少ない方も必要です）

- (1) 認印
- (2) 給与や年金収入のある方は源泉徴収票
- (3) 農業、漁業収入のある方は、収入金額の分る出荷伝票、納品書(控)、仕切書など
- (4) 小田川・十三湖土地改良区等への水利費領収書
- (5) 転作の互助会費を支払った場合は領収書
- (6) 水稻共済掛金・航空防除費の領収書
- (7) 葉たばこ販売の収入・経費明細書
- (8) 農業・漁業機具等の事業用資産を新たに購入した場合は購入証明書
- (9) 農業・漁業機具等修理代の領収書
- (10) 水田や償却資産等の賃借料支払証明書
- (11) 制度資金等借入利子の支払証明書
- (12) 臨時雇人費支払領収書等
- (13) その他、直接に事業経営に要した経費がある場合は支払領収書等
- (14) 社会保険料の領収書（国民年金の支払証明書または領収書を必ず持参してください）
- (15) 生命保険料の支払証明書
- (16) 個人年金保険料の支払証明書
- (17) 地震保険料の支払証明書
- (18) 損害(火災保険等)保険料の支払証明書（短期保険料は、該当しません）  
（平成18年12月31日までに契約し、10年以上の契約期間で満期返戻金があるもの）
- (19) 医療費控除を受ける方は、領収書及び通院のための交通費を計算の上、持参してください。  
10万円(または所得の5%)を超えれば医療費控除の対象となります。 【担当 課税係 内線46・47】

## 確定申告説明会のお知らせ

税務署では、下記の日程で確定申告説明会を開催します。

### ◎事業所得者のための確定申告説明会

- 営業所得者対象説明会（主たる所得が営業所得の方）

開催年月日	時 間	内 容	会 場
平成20年 2月6日(水)	午前10:30 ～12:00	所得税の確定申告書等の作成について (青色申告以外の方を対象)	五所川原市唐笠柳 字藤巻517-1 「エルムの街 2階 エルムホール」
	午後 2:00 ～3:30	消費税の確定申告書等の作成について (消費税課税事業者を対象)	

- 農業所得者対象者説明会（主たる所得が農業所得の方）

※次の2会場で都合の良い日時にお出かけください。

開催年月日	時 間	内 容	会 場
平成20年 2月4日(月)	午前10:00 ～11:30	所得税の確定申告書等の作成について (青色申告以外の方を対象)	つがる市木造森山3-2 「J A 木造町本所」
	午後 1:30 ～3:00	消費税の確定申告書等の作成について (消費税課税事業者を対象)	
平成20年 2月5日(火)	午前10:30 ～12:00	所得税の確定申告書等の作成について (青色申告以外の方を対象)	五所川原市唐笠柳 字藤巻517-1 「エルムの街 2階 エルムホール」
	午後 2:00 ～3:30	消費税の確定申告書等の作成について (消費税課税事業者を対象)	

営業・農業とも、関係書類と筆記用具をお持ちください。

※いずれの会場も、開場は説明開始時間の30分前からです。

### 【上記説明会についての問い合わせ先】

五所川原税務署 個人課税第一部門 ☎ 0173-34-3136

※音声案内で「9番」を選択してください。電話相談センターにおつなぎします。電話相談センターには、東北税理士会の会員税理士にも従事していただいております。音声案内「9番」で電話相談センターにおつなぎする期間は、平成20年1月21日(月)～3月17日(月)となります。それ以外の期間は「2番」でのご案内となります。

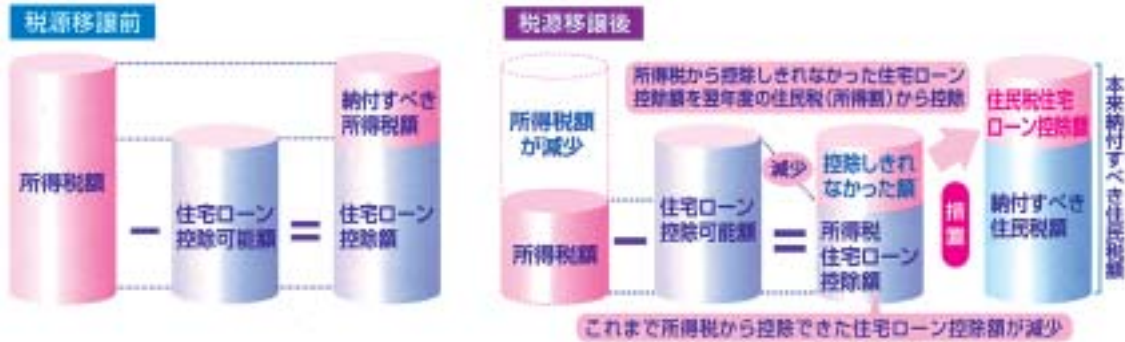
**申告が  
必要です!**

# 所得税から住宅ローン 控除額を引ききれ なかった方

**申告期限**  
平成20年  
3月17日  
まで

**控除しきれなかった分は  
住民税(所得割)から控除されます。**

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。



## 平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、 毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	住宅借入金等特別税額控除申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市区町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

## 武田・内潟出張所の廃止に伴う郵便局への委託等のお知らせ!

平成20年4月1日から、武田出張所及び内潟出張所を廃止し、両地区郵便局へ窓口証明事務の一部を委託することになりました。

(1) **郵便局で取扱う証明書等**……郵便局で取扱う証明書等は、次のとおりです。(ただし、本人のものに限ります。)

- ① 戸籍の全部事項証明書(謄本)及び個人事項証明書(抄本)
- ② 住民票の世帯全員の写し及び1人分の写し
- ③ 戸籍附票の全部の写し及び一部の写し
- ④ 印鑑登録証明書

(2) **証明書等交付手続きの注意**……郵便局で証明書等を交付請求する際は、本人確認のため、次のとおり運転免許証等の提示を求められます。

1 枚書類 <1枚の提示で足りるもの> ……運転免許証、旅券(パスポート)、写真付き住民基本台帳カードなど  
複数書類 <下記①+②の組み合わせ又は①の2枚以上の組み合わせの提示によるもの>

- ① 健康保険証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(写真なし)、実印と印鑑登録証明書など
- ② 学生証、法人が発行した身分証など

(3) **住民基本台帳カードの発行手続き**……役場町民課、小泊支所において、写真付き身分証明書となる住民基本台帳カードの発行(手数料500円)を随時行っております。町民課窓口では即日交付できますが、小泊支所では、4～5日の日程を要します。  
**【担当 戸籍住民係 内線34】**

(4) **公民館の使用等について**……平成20年4月1日から、武田公民館及び内潟公民館の使用申込受付や施設管理は、中央公民館が行います。通夜・葬式などの急な使用につきましても、不便をおかけしないよう、地区の方にカギを保管していただくなどの連絡・管理体制をとります。

詳しいことは、広報3月号にてお知らせします。

**【担当 社会教育課 ☎69-1112】**

～町民課から～

戸籍の証明書が変わります 1月21日から証明書を新システムで発行

町では、戸籍事務の迅速化、簡素化および行政サービスの向上を図るため、コンピュータによる新システムを1月21日から取り入れて戸籍事務を行います。

〈旧〉

昭和四拾壹年六月拾壹日北津軽郡中里町で出生同月式拾壹日父届出入		平成五年五月拾日青森花子と婚姻届出北津軽郡中里町大字中里字亀山一番地中泊三郎戸籍から入籍	
本籍 青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山四百三十四番地一		平成五年五月拾日編製	
父 中泊三郎		母 愛子	
夫 太郎		妻 長	
出生 昭和四拾壹年六月拾壹日		出生 昭和四拾壹年六月拾壹日	
氏名 中泊太郎		氏名 中泊太郎	

〈新〉

(101) 全部事項証明	
本籍 氏名	青森県北津軽郡中泊町大字中里字亀山434番地1 中泊太郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成20年1月19日 【改製事由】平成6年法律省令第51号附則第2条1項による改製
戸籍に記載されているもの	【名】太郎 【生年月日】昭和41年6月11日 【配偶者区分】夫 【父】中泊三郎 【母】中泊愛子 【続柄】長男
身分事項 出生	【出生日】昭和41年6月11日 【出生地】青森県北津軽郡中里町 【届出日】昭和41年6月21日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成5年1月10日 【配偶者氏名】青森花子 【従前戸籍】青森県北津軽郡中里町大字中里字亀山1番地 中泊三郎
戸籍に記載されているもの	【名】花子 【生年月日】昭和41年12月10日 【配偶者区分】妻 【父】青森純一 【母】青森恵子 【続柄】三女
身分事項 出生	【出生日】昭和41年12月10日 【出生地】青森県北津軽郡小泊村 【届出日】昭和41年12月15日 【届出人】父
婚姻	【婚姻日】平成5年1月10日 【配偶者氏名】中泊太郎 【従前戸籍】青森県北津軽郡小泊村字小泊1番地 青森純一
以下余白	
発行番号 00000001	
これは、戸籍に記載されている事項の全部を証明した書面である。	
平成20年1月19日	青森県北津軽郡中泊町長 小野俊造 <b>職印</b>

名称も変わり内容が見やすくなります

変更項目	従来の証明	コンピュータ導入後
名称	戸籍 謄本 戸籍 抄本	全部事項証明 個人事項証明
様式	B4判 横長 (謄本) B5判 縦長 (抄本)	A4判 縦長
書式	文書体 縦書き	項目別 横書き
用紙	白紙	地紋紙 (偽造防止)
公印	朱肉印	黒色の公印 (電子印)

氏名文字が常用漢字などに統一されます

現在、戸籍に記載されている文字が、漢和辞典などがない場合、また手書きのため異なる場合(誤字)は、正しい字体に直してコンピュータに入力されます。

これらに該当される方には、12月21日に郵便でお知らせしております。

なお、新システム導入にともなう印鑑登録の変更手続きは必要ありません。

手数料は同額、時間は短縮

これまで、戸籍や除籍などの証明書は、主に手作業でおこなっていたため、交付するまでに時間(日数)を要していましたが、新システム取り入れ後は大幅に短くなります。

【戸籍住民係 内線34・35】